

# 韓国知的財産ニュース 2023年3月前期

(No. 482)

発行年月日：2023年3月16日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

## ★★★目次★★★

このニュースは、3月1日から15日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

### 法律、制度関連

※今号はありません。

### 関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁、慶尚南道の中小企業向け知的財産懇談会を開催
- 2-2 韓国特許庁、特許基盤研究開発支援企業の現場の声を聴取
- 2-3 韓国特許庁、関税庁・警察庁・消防庁・海洋警察庁と業務提携を締結
- 2-4 韓国特許庁、第2号広域発明教育支援センター設置・運営の教育庁を公募
- 2-5 韓国特許庁、トルコ・シリア地震被害の出願人などの救済策を作成
- 2-6 韓国特許庁、「知的財産データ活用創業コンテスト」を開催

### 模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 韓国特許庁、「K商標模倣品対応強化案」を発表
- 3-2 審判請求された紛争、10件に9件は特許審判院で終わる
- 3-3 韓国特許庁・KOTRA、K商標模倣品の海外現地取締りを支援

### デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

### その他一般

- 5-1 韓国、3年連続で国際特許出願世界4位！

### 法律、制度関連

※今号はありません。

## 関係機関の動き

### 2-1 韓国特許庁、慶尚南道の中小企業向け知的財産懇談会を開催

韓国特許庁（2023. 3. 6.）

特許庁、中小企業の知的財産関連隘路の解決に乗り出す

韓国特許庁は、3月6日月曜日午後2時に慶尚南道で、積極行政の一環として、慶尚南道に所在する中小企業約30社の関係者を対象に知的財産懇談会を開催すると発表した。今回の懇談会は、特許庁が推進中の「国民・企業と共にする現場コミュニケーション」の一環として開催され、今後も継続して推進する予定である。懇談会には、特許庁長、産業通商資源中小ベンチャー企業委員会委員、韓国発明振興会常勤副会長、昌原商工会議所会頭などが参加し、中小企業が直面している知的財産関連隘路を聴取し、解決策を議論する。

特許庁は、中小企業の知的財産創出に向けたさまざまな支援事業を紹介し、慶尚南道地域の知的財産政策の推進現況と成果を共有する。慶尚南道地域の中小企業は、地元の中小企業が成長し飛躍するためには知的財産が必要であることに共感し、知的財産分野の中小企業支援主体の一元化や支援拡大など、業界の建議事項を伝える。

特許庁長は、「韓国の中小企業がグローバル技術覇権時代に海外市場で優位を占めるには、強力な知的財産権が土台にならないといけない」とし、「特許庁は、中小企業が知的財産権取得を通じてグローバルな強小企業に成長し、韓国国内市場はもちろん、海外でも成功できるよう支援を拡大していきたい」と述べた。

### 2-2 韓国特許庁、特許基盤研究開発支援企業の現場の声を聴取

韓国特許庁（2023. 3. 6.）

独立バイオ製薬、特許庁支援事業への参加で新概念の肺炎ワクチンを開発

韓国特許庁は、3月6日月曜日午後3時に、積極行政の一環として、新薬開発企業の独立バイオ製薬（慶尚南道）を訪問し、企業現場の声を聴くと発表した。特許庁長は、国会産業通商資源中小ベンチャー企業委員会の委員と共に特許庁の「特許基盤研究開発戦略支援事業」の成果をモニタリングし、特許庁の支援施策と知的財産関連隘路について話し合い、生産施設や製品展示室などを見回る予定である。

特許基盤研究開発戦略支援：研究開発の初期段階で世界中の特許情報を分析して①企業の当面問題を解決できる最適な研究開発の方向性の設定、②海外必須特許を克服、③特許技術の空白エリアに対する有望特許の先取りなどを支援

独立バイオ製薬は、特許庁の事業を通じて特許基盤研究開発戦略の支援を受け、鼻の中にスプレーする（鼻腔噴霧用）肺炎ワクチンの新規特許（10件）を確保し、世界の市場規模が15兆ウォン（2026年）に達すると予想（※）される肺炎ワクチン市場への進出基盤を整えた。

※国内外ワクチン市場の動向分析（韓国保健産業振興院、2022年10月）

特許庁長は、「先端製薬業（バイオ）は、少数の特許でも収益創出と市場独占が可能な未来のコメだ」とし、「特許庁は、韓国企業がグローバル競争力を備えるようオーダーメイド型特許戦略を支援し、特許基盤のイノベーション成長を後押しする考えだ」と述べた。

### 2-3 韓国特許庁、関税庁・警察庁・消防庁・海洋警察庁と業務提携を締結

韓国特許庁（2023.3.7.）

現場のアイデアで国民の安全を守る！

韓国特許庁は、関税庁・警察庁・消防庁・海洋警察庁と共に国民安全分野のイノベーション技術を見つけ出し、知的財産として事業化するための業務提携（MOU）を3月7日火曜日午前11時に政府大田庁舎で締結したと発表した。

特許庁は、2018年から警察庁・消防庁・海洋警察庁と共に社会・自然災害から国民の安全と生命を守るための安全技術の発見と知的財産権の活用・保護に協力してきた。これまで治安・災害現場の公務員が工夫した安全技術のアイデアのうち計121件が特許として権利化され、17件の技術移転も成立した。

#### 【国民安全発明チャレンジ出品アイデアの事業化の現況】

	2018	2019	2020	2021	2022	合計
権利化	26	23	24	24	24	121
技術移転	1	3	3	5	5	17

今回の業務提携は、従来の4庁に加え、関税庁が新規で参加した。現場公務員の中心から国民と一緒にアイデアを加える、名実相俵う国民安全発明大会に拡大することを骨子とする。今年から5庁共同で「国民安全発明チャレンジ」を開催し、災害・治安・税関分野

の現場公務員と国民が提案したアイデアを特許として権利化し、民間への技術移転や事業化など、活用に向けた支援体系づくりに協力することにした。最終選定された公務員と国民には表彰と褒賞金が支給される。各庁の公務員が発見した技術が特許として登録され活用されれば、職務発明制度に基づいて登録補償金と技術使用料（ロイヤルティー）の50%を受け取ることになる。国民が提案したアイデアは、各庁に共有され、実際の現場と研究開発などに活用される。関税庁と国民の参加により、最近急増している麻薬類事件・事故を予防するための税関現場公務員のアイデアが発見され、国民のさまざまな安全関連アイデアが加わることで、国政課題の一つである「国民が安心できる生活安全の確保」を実現できると期待される。

一方、この日の提携式では、「手作り爆発物処理装置（2022年国民安全発明チャレンジ大賞）」をはじめ、各庁の公務員が直接開発し、現場で活用している特許技術も展示された。

特許庁長は、「今回の提携を通じて麻薬犯罪などの生活安全分野の死角を解消し、国民が安全技術アイデアを直接出せるきっかけを作った」とし、「これから21万人の関税・警察・消防・海洋警察公務員と国民のアイデアが国民の幸せと大切な日常を守るよう積極的な支援を惜しまない考えだ」と述べた。

#### 2-4 韓国特許庁、第2号広域発明教育支援センター設置・運営の教育庁を公募

韓国特許庁（2023.3.9.）

発明の夢と才能が育まれるところ！

韓国特許庁は、創造性に富み、イノベーションのポテンシャルを有する未来の発明人材を育成するため、体験・深化発明教育と展示・体験空間を備えた第2号広域発明教育支援センターを設置・運営する教育庁を3月10日金曜日から公募する。今回の広域発明教育支援センターは、「慶北発明体験教育館」に次いで2番目に中部圏に設置される予定である。

※中部圏：忠清南道、忠清北道、大田、世宗の4つの市・道教育庁

特許庁が教育庁と共に設置する広域発明教育支援センターは、地元発明教育の中核的な役割を果たす総合発明教育施設として、生徒を対象に体験・深化発明教育を提供し、地元発明教育を総括するに加え、地元が発明文化を広める役割を果たす。昨年3月に開館した第1号広域発明教育支援センターの「慶北発明体験教育館」は、地元の伝統文化と融合した発明文化イベントや展示・体験空間を生徒と市民に提供して開館9か月で利用客10万人を突破し、地元発明教育の拠点機関として定着した。

中部圏の広域発明教育支援センターは、地元の特性に合わせて発明教育を実施し、自主性を保障するために、選定された市・道教育庁の直属機関として設置される予定である。設置を希望する中部圏内の市・道教育庁は、事業公告に従って3月10日金曜日から4月14日金曜日までに申込書と計画書を提出すればよい。特許庁は、選定審査委員会を構成し、現場実査や発表審査などを通じて4月末に最終市・道教育庁1か所を選定した上で、来年下半年の開館を目途に事業を推進する予定である。

提出対象：中部圏の市・道教育庁（忠清南道、忠清北道、大田、世宗）

提出方法：市・道教育庁から電子文書（公文）により提出

提出書類：設置申込書1部、設置推進計画書1部

提出期間：2023年3月10日金曜日～2023年4月14日金曜日

宛先：韓国発明振興会創意発明教育研究室（☎02-3459-2916）

特許庁の産業財産政策局長は、「急変する未来社会に素早く適応するには、創造力、問題解決力、団結力を鍛えることが非常に重要であり、発明教育がそのような能力を養う上で大きな力となれる」とし、「より多くの生徒が広域発明教育支援センターで発明教育を経験し、未来社会の創造・融合人材に成長できる機会に触れてほしい」と述べた。

## 2-5 韓国特許庁、トルコ・シリア地震被害の出願人などの救済策を作成

韓国特許庁（2023.3.13.）

### 書類提出期間の経過、登録料未納などの特許手続きを回復できる

韓国特許庁は3月13日、トルコ・シリア地震（2023年2月6日発生）により出願人・権利者が特許・実用新案、商標、デザイン等に関する手続きを正常に進めることが難しい場合、特許法等の関連法に基づいてそれを救済するための対策をまとめたと発表した。これは、トルコ・シリア地震により被害を受けたすべての出願人と権利者を対象とする。

まず、審査・審判などの手続きに必要な書類提出期間を追加で延長できる。実体審査と方式審査に関する意見書提出などの指定期間は、延長可能期間（通算4か月）からさらに延長できる。拒絶決定不服審判の請求期間は、1回に限り30日以内に申請すれば延長できる。

審査・審判手続き上の期間に間に合わず出願が取り下げられるか審判請求ができないなど、手続きが無効になるか進められない場合でも、証明書類を提出すれば、当該手続きを

再び進められるようになる。審査または再審査請求期間を遵守しなかった場合、その事由が消滅した日から2か月以内に証明書類を提出すれば審査または再審査を請求できる。

登録料納付期間の未遵守で権利が消滅した場合に対する救済策も作成された。特許・実用新案、商標、デザイン等の登録料を期間内に納付できず権利が消滅したときも、事由が消滅した日から2か月以内、期間の満了日から1年以内に証明書類を提出すれば権利回復が可能である。

特許庁長は、「トルコ・シリア地震の影響により出願人などに手続き上の被害が発生しないよう救済策を設けた」とし、「今回の救済策が震害を受けた出願人にとって実質的に役立つことを願う」と述べた。一方、救済策の詳細は、特許庁ウェブサイト(www.kipo.go.kr)の「お知らせ」から確認できる。

## 2-6 韓国特許庁、「知的財産データ活用創業コンテスト」を開催

韓国特許庁 (2023. 3. 14.)

受賞チームに1.7億ウォン相当の知的財産データを無償提供

3月14日～5月13日特許情報活用サービスでオンライン参加申し込み可能

韓国特許庁は、知的財産(特許・商標・デザイン等)データを活用した創業アイデアを競う「知的財産データ活用創業コンテスト」への参加申し込みを3月14日火曜日から受け付けると発表した。特許庁が主催し、韓国特許情報院が主管する「知的財産データ活用創業コンテスト」は、知的財産データを活用した創業アイデアを持っている全国民を対象とし、3月14日火曜日から5月13日土曜日まで特許情報活用サービス(KIPRIS Plus)(<https://plus.kipris.or.kr>)から申し込める。

書類および発表評価(5～6月)を経て最終選定された5組には、褒賞金とともに特許庁長賞(3組)、韓国特許情報院長賞(2組)が授与される。受賞チームには、最大1億7,000万ウォン相当の知的財産データを5年間無料で提供し、クラウドベースの創作・開発環境も提供する計画である。また、中小ベンチャー企業部や技術保証基金などの協力政府機関の創業支援事業(※)にも連携させて支援し、創業と事業の活性化までサポートする予定である。最終選抜された優秀アイデアの場合、行政安全部が主催する「政府全体の公共データ活用創業コンテスト」への本選進出のチャンスが与えられる。

※中小ベンチャー企業部の起業準備パッケージ、初期創業パッケージ、科学技術情報通信部のK-ICT創業メンタリングセンター加点付与など

【2023年知的財産データ活用創業コンテストの進行日程（案）】

公募・広報	審査・評価	IRコンサルティング	評価・授賞式	後続支援
ウェブサイト 公告及び広報	書類評価 (4組選抜)	アイデアの具体化 及びIRピッチング のコンサルティング ・メンタリング	発表の評価/賞 状・賞金の授与	知的財産デー タの提供、サー ビス開発環 境の提供、協 業プログラム との連携等
3/14～5/13	5/18～5/24	5/29～6/28	6/29	7月～

※上記の日程は、大会の運営状況に応じて変更されることがある

2015年から開催している本大会は、現在まで計15のサービスの開始、107件の知的財産の創出など、数多いアイデアの創業化と権利化に貢献した。

優秀事例：2021年に優秀賞を受賞した Antock は、知的財産データと財務諸表および雇用データなどを連携させて企業オンデマンドの「ハッブルデータベース」を成功裏に開始し、10億ウォン以上の売上を計上した。また、情報通信産業振興院、データ産業振興院などから9億ウォン相当の支援金も受けた

特許庁の情報顧客支援局長は、「特許などの知的財産データは、世界中で標準化された形で生産され、検索・翻訳、画像分類などのための人工知能ベースのデータの抽出・分析が容易で、企業・金融情報など他の分野のデータとの連携活用性も高い」とし、「今回の大会によって知的財産データを活用したり、さまざまな分野のデータと連携したりした創業アイデアがたくさん登場することを期待する」と伝えた。

一方、詳細は、特許情報活用サービス（KIPRIS Plus）（<https://plus.kipris.or.kr>）内の公告文を確認するか、特許庁情報管理課（☎042-481-5137）または韓国特許情報院知的財産情報普及チーム（☎02-6915-1495、1423）に問い合わせればよい。

### 模倣品関連および知的財産権紛争

#### 3-1 韓国特許庁、「K商標模倣品対応強化案」を発表

韓国特許庁（2023.3.2.）

「模倣品に厳しく対応…韓国製品の輸出被害を防ぐ」

- (事前予防) 模倣品リスク上位の業種・国を通知、商標の無断先取りをモニタリングおよびオーダーメイド型法律諮問、偽造・変造防止技術の普及など、事前予防の支援を強化する
- (被害救済) 世界 100 か国以上、1,604 のオンラインプラットフォーム上の模倣品を常時モニタリング…被害頻発業種(※) 向けに被害調査や訴訟提起などの集中支援プログラムを新規で推進する
- (対応基盤) 「K 商標模倣品官民共同対応協議会」の新規構成・運営、韓国内オンラインプラットフォームの責任強化など、法・制度の改善を推進する

※食品、ファッション、化粧品、医療機器、キャラクター、製薬バイオなど

韓国特許庁は、3月2日木曜日午前7時30分、政府ソウル庁舎で開催された非常経済長官会議で、韓国のイノベーション企業の海外進出の拡大および輸出競争力の強化に向けた「K 商標模倣品対応強化案」を発表した。

韓国企業の輸出と雇用拡大に莫大な被害を与えている K 商標模倣品に対する政府全体の対応のために、政府は、模倣品の事前予防、被害救済、対応基盤の面で3大推進戦略と10の推進課題を作成した。

※世界の模倣品国際貿易被害国(2017~2019、OECD)：1位米国、2位フランス、3位ドイツ、4位イタリア、5位デンマーク、6位スイス、7位日本、8位韓国、9位英国、10位スペイン

※※海外 K 商標模倣品により発生する韓国内産業被害(2019年基準)の推計(2022、知識財産研究院)：企業の売上高縮小約22兆ウォン、雇用損失31,753個、歳入減少4,169億ウォン

## 1. 海外進出企業の模倣品事前予防への支援を強化する

- ① K 商標模倣品 10 大業種と 10 の国に対するリスク通知を通じて、企業の自主的な模倣品被害予防を誘導し、知財権専門家(※)が模倣品ハイリスク企業にオーダーメイド型諮問を提供する予定である

※知識財産保護院内に設置されている「公益弁理士特許相談センター」の弁理士・弁護士15人を活用

- ② 韓国内企業の商標を海外で無断出願し、登録する海外商標の無断先取り行為に対する情報を被害企業に持続的に提供し、商標の無断先取りが頻発する業種(品目)の情報を新規で提供する
- ③ 真正品と模倣品の識別、流通履歴の追跡、偽造・変造の防止などに使用される模倣品対応技術の研究開発と民間への普及を持続的に推進する

## 2. 海外模倣品被害企業への支援を拡大し、高度化する

- ① 民間の模倣品モニタリング専門業者を活用することで、模倣品のモニタリング・遮断を中国・東南アジアから世界中のオンラインプラットフォーム（※）に拡大して支援する
- ※（現行）8 か国 19 の電子商取引プラットフォーム→（改善）最大 114 か国 1,604 のオンラインプラットフォーム
- ② 海外模倣品被害企業にオーダーメイド型対応戦略コンサルティング（1 年以内）を継続的に支援し、模倣品が頻発する業種別協会・団体への集中支援プログラム（2 年以上）を新規で推進する予定である
  - ③ 韓国内でも主要業種別協会・団体との緊密な協力を通じて、具体的な模倣品被害業種および被害企業を特定し、捜査を強化する。海外での模倣品取締強化のために、海外税関向けに知的財産権登録支援と模倣品識別説明会を拡大して実施する予定である
3. 模倣品に対する国内外の対応体系を拡充し、法・制度を改善する
- ① 模倣品被害が頻繁な協会・団体と「官民共同対応協議会」を構成して模倣品対応ノウハウを共有し、意見を集約する計画である
  - ② 海外知財権対応体系を強化するために知財権担当官の専門性を高め、迅速な対応のために知財権重点公館と海外知的財産センター（IP-DESK）、著作権海外事務所などとの業務協力も強化する計画である
  - ③ 韓国内オンラインプラットフォームの模倣品遮断や情報提供などの責任強化に向けた商標法の改正を推進する
  - ④ K 商標模倣品被害対応業務を持続的かつ安定的に推進するよう法的根拠を強化する計画である

特許庁長は、「K 商標模倣品は、韓国企業の輸出拡大と成長にとって隠れた伏兵となっている」と言及し、「今回の『K 商標模倣品対応強化案』が韓国企業の輸出増大と海外進出拡大に貢献できるよう、滞りなく迅速に推進していく考えだ」と述べた。

### 3-2 審判請求された紛争、10 件に 9 件は特許審判院で終わる

韓国特許庁（2023. 3. 2.）

#### 特許審判院開院 25 周年契機に 25 年間の特許審判を分析

韓国特許庁の特許審判院は、3 月 1 日水曜日に開院 25 周年を迎え、過去 25 年間（1998～2022）処理した産業財産権紛争に関する審判を分析した結果、審判件数計 277,160 件のうち 253,718 件は裁判所提訴など追加の手続きなしに特許審判院段階で終わり、事件最終率が 91.5%を記録したと発表した。また、特許審判院発足前は 13.5 か月（1997 年）かか

っていた審判処理期間は、7.9 か月（2022 年末）に短縮され、40%以上改善されたことがわかった。

特許審判院：特許、商標、デザインなどの産業財産権の出願に対する審査官の処分や登録済みの産業財産権の効力の有無などに関する紛争を解決する特別行政審判機関として、過去の特許庁審判所と抗告審判所を統合して 1998 年 3 月 1 日に発足した

特許審判院の審決に不服し、特許裁判所に提訴する割合も、特許審判院発足初期（1998 年 3 月～2002 年 12 月）は 23.9%であったのに対し、この 5 年間（2018 年 1 月～2022 年 12 月）は 10.7%へと半分以上下落した。過去 25 年間、特許裁判所に提訴可能な特許審判院の審決（145,879 件）（※）のうち実際に訴訟につながったのは 23,442 件と提訴率の平均は 16.1%となり、特許裁判所に提訴された 23,442 件のうち 75.4%の 17,680 件は特許審判院が下した結論が特許裁判所で維持されるなど、特許審判の正確性と迅速性が高まっていることを示している。

※審判請求件数全体のうち取り下げられたか、拒絶決定不服審判の請求後に登録された件数などを除く

このような成果は、発足当時 26 人であった審判官を 107 人にまで拡大したことに加え、口頭審理の拡大などにより当事者の手続権を保障し、審判品質評価委員会の運営、審判官の職務教育・研究など特許審判の品質と専門性の向上に努めてきた結果とみられる。これとともに、昨年から特別審判部（※）を運営して法律・技術の争点が複雑で社会的影響が大きい事件を専担させることで、審理の充実と正確な審決を図っている。今年は両当事者がいる審判事件の場合、口頭審理を原則として全面的に開催し、審理過程で証人尋問や現場検証などの証拠調査を積極的に実施することで、審判の正確性を高めていく考えである。

※常設審判部ではなく、審判事件の特性に合わせて審判経験が豊富な局長級審判長や専攻分野の審判官などで合議体を構成する

特許審判院は、中韓特許審判院長会談（2012）、欧韓特許審判院長会談（2019）を始めて以来、世界 5 大特許庁（IP5）（※）特許審判院長会談を創設（2021）するなど、国際協力を拡大している。審判制度の国際的な比較・研究、審判の動向に関する情報交換などを通じて、急増する国際知的財産紛争の結果に対する予測可能性を高め、審判能力を強化していく計画である。

※IP5（Intellectual Property 5：韓国、米国、欧州、日本、中国）

また、中小企業が希望する場合、中小企業と大企業間の審判紛争を他の審判より早く処理する迅速審判を施行（2015）し、低所得層、障害者、小企業などが特許審判で弁理士の助力を無料で受けられる国選代理人制度を施行（2019）するなど、社会的弱者向けの支援を強化している。

特許庁の特許審判院長は、「韓国の審判官は、1人当たりの審判処理件数が他の国に比べてはるかに多い（※）にもかかわらず、審判品質の面で良い成果を挙げている」とし、「デジタル審判システムの構築など、特許審判制度とインフラのイノベーションを通じて、変化する知的財産環境に素早く対処していきたい」と述べた。

※審判官1人当たりの特許審決件数（2021）：韓国（49件）、米国（32件）、日本（29件）、欧州（17件）

### 3-3 韓国特許庁・KOTRA、K商標模倣品の海外現地取締りを支援

韓国特許庁（2023.3.15.）

「2023年海外模倣品識別説明会」への発表企業を募集する

【事例1】化粧品企業A社は、海外で自社の商標と包装デザインを盗用した模倣品を認知し、2014年から海外模倣品識別説明会に参加してきた。その結果、2022年にベトナム取締り機関がA社の製品を含む韓国の化粧品6種がある倉庫を取り締まり、3万350個（2億1,000万ウォン相当）を摘発・廃棄した。

【事例2】2018年、中国上海海外知的財産センターは、化粧品製造企業B社の模倣品が中国の電子商取引プラットフォームに大量に流通していることを発見し、B社を中国模倣品識別説明会に招待した。その結果、2020年に現地公安が模倣品の製造工場を取り締まり、B社のマスクパック43万個（10億ウォン相当）を摘発・廃棄した。

韓国特許庁と大韓貿易投資振興公社（以下「KOTRA」）は、海外6か国11の地域（※）で開催する「2023年海外模倣品識別説明会」に参加して発表する企業を募集すると発表した。2023年海外模倣品識別説明会は、5月から海外各地域で実施される予定であり、参加を希望する企業は3月15日水曜日から4月14日金曜日までKOTRAのウェブサイト（[www.kotra.or.kr](http://www.kotra.or.kr)）を通じて申し込める。海外模倣品識別説明会は2013年から実施されており、現地の知的財産権侵害取締り機関が韓国企業の模倣品を摘発できるよう支援するために企画された。

※中国（北京、広州、青島、瀋陽、上海、香港）、インド、タイ、ベトナム、フィリピン、インドネシア

参加企業は、「2023年海外模倣品識別説明会」で現地の税関や警察庁などの機関を対象に模倣品の識別方法を直接発表することになる。海外現地で商標・デザイン権等を保有している中小・中堅企業、大企業、非営利団体（協会・団体）など、模倣品の被害が懸念される企業や団体であれば誰でも申し込むことができる。参加を申し込んだ企業・団体は、現地の取締公務員が理解できるよう、現地の言語で商標・製品の紹介および模倣品の区別方法に関する発表資料を用意する必要がある。

説明会に参加する企業・団体には、自社製品の模倣品の拡散を防止し、取り締まりを誘導できる多様な機会が提供される。今年ベトナムと中国を対象に実施予定の「海外取締公務員韓国招待研修」で、海外取締公務員を参加企業の本社・工場に招待し、隘路を直接伝えるなど、現地の取締機関とのネットワークを構築できる機会が与えられる。また、海外知的財産センター（IP-DESK）が毎年実施している「海外知財権侵害被害企画調査」の対象品目と地域を選定する時、参加企業の意見を優先して反映する計画である。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「韓国輸出企業の模倣品被害を防ぐために、海外模倣品識別説明会を積極的に活用してもらいたい。特許庁も在外公館や現地政府と協力して韓国輸出企業の知財権侵害被害への対応を支援する」と述べた。

### デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

### その他一般

#### 5-1 韓国、3年連続で国際特許出願世界4位！

韓国特許庁（2023.3.2.）

韓国企業の2022年WIPOへのPCT増加率、上位10か国のうち最も高い  
上位10社のうちサムスン電子の増加率が最も高い

韓国特許庁は、サムスン電子やLG電子などの韓国企業の2022年世界知的所有権機関（WIPO）への国際特許出願（以下「PCT」（※））が2021年に比べ6.2%増加（22,012件）し、3年連続で世界4位（※※）を獲得したと発表した。特に、韓国の前年度比PCTの増加率は、経済の複合危機による困難にもかかわらず、主要上位10か国（※※※）のうち最も高い（6.2%）ことがわかった。これに対し、米国の2022年PCTは、前年度に比べて

0.6%減少し、中国、日本、ドイツは、それぞれ0.6%、0.1%、1.5%の増加にとどまったことがわかった。

※PCT (Patent Cooperation Treaty) : 1つの出願書をWIPOなどに提出すれば、特許取得を希望する複数の国に特許を出願した効果を付与する

※※韓国のPCT出願順位 : 4位 (2007~2009) →5位 (2010~2019) →4位 (2020~2022)

※※※中国、米国、日本、韓国、ドイツ、フランス、英国、スイス、スウェーデン、オランダ

PCT件数は、ブルームバーグイノベーション指数 (2021年基準韓国世界1位)、WIPO世界イノベーション指数 (※) (2022年韓国世界6位、アジア1位) で、各国のイノベーション力を評価する物差しとして活用されている。

※信頼性が高い国際機関 (WIPO) や欧州経営大学院 (INSEAD) などが主管する国家間イノベーション力評価指数として、2022年には132か国を対象に評価

2022年の世界のPCTは278,100件と、前年比0.3%増加し、中国は70,015件を出願し、4年連続で世界1位に上ったことがわかった。中国のPCTは、2021年比0.6%増加したが、世界2位の米国との格差は、2019年1,694件、2020年10,446件、2021年10,201件、2022年10,959件を記録した。中国企業のHUAWEIは、7,689件を出願し、2017年から6年連続でPCT世界1位を取り、2位のサムスン電子は、上位10社のうち最も高い出願増加率 (44.3%) を記録した。PCT上位10社のうち、韓国からはサムスン電子 (2位) とLG電子 (9位) の2社が含まれ、PCT強国であることが確認された。

一方、2022年世界の国際商標出願 (マドリッド出願) (※) 件数は約69,000件と、2021年比6.1%減少したが、(2009年以来最大の減少)、韓国企業の出願はむしろ増加したことがわかった。韓国企業の2022年国際商標出願 (マドリッド出願) 件数は2,021件と世界11位の規模であるが、その増加率が2019年9%、2020年13%、2021年24%、2022年2.1%と、世界の国際商標出願 (マドリッド出願) の増加率 (※※) に比べて非常に高い方である。フランス企業のL'OREALが2年連続で国際商標 (マドリッド出願) を最も多く出願しており、韓国企業の中では現代自動車が2021年比250%増の108件を出願し、5位に上った。

※マドリッド議定書に基づき、1つの出願書を、本国官庁を通じてWIPOに提出すれば、複数の国に商標を出願した効果を付与する

※※世界のマドリッド出願の増加率 : 5.7% (2019) →-0.6% (2020) →15% (2021) →-6.1% (2022)

特許庁は、海外に進出しているか、進出予定の中小企業などの国際知的財産権の確保を支援している。また、韓国企業などが WIPO の国際出願サービスに対する相談サービスをリアルタイムで提供してもらえるよう、韓国に WIPO 地域事務所を誘致する案も引き続き推進中である。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「今回の結果は、経済の複合危機にもかかわらず、韓国企業が創造性とイノベーションの産物である知的財産を国際的に保護してもらうため、海外知財権の確保に対する努力を強化していることを証明する事例だ」とし、「韓国企業の輸出増大に有利な国際知的財産環境を作るための努力を一層強化していきたい」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム